

# 長崎市へ引っ越してこられた時（転入）

☎ 長崎市コールセンター〔あじさいコール〕  
095-822-8888（長崎市役所代表）



※内容は令和6年1月現在の代表的なものです。下記以外にも手続きが必要な場合があります。  
※市民サービスコーナーでは、これらの手続きは行っていません。

欄	手続き内容	対象	手続き窓口	手続きに必要な物
	転入届（住民異動届）	市内転入者	地域センター、事務所、地区事務所	転出証明書、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、届出人の本人確認書類、外国籍のかたは在留カード等（転入者全員分） ※1 代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です ※2 カードを使っている転入届（受付時間：平日9時～17時、地区事務所ではできません）は暗証番号が必要です
	マイナンバーカード 住民基本台帳カードの継続利用	カード所有者	地域センター、事務所 ※受付時間 平日9時～17時	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ※1 暗証番号が必要です ※2 転入のお届け後90日以内に継続利用を行わなかった場合、カードが失効しますので必ず期限内に手続きを行ってください ※3 署名用電子証明書は、住所や氏名が変更になると失効しますので、再度発行の手続きを行ってください
	国民健康保険加入	国民健康保険加入者	地域センター、事務所、地区事務所	転入前国保でなかった場合は、他の保険を喪失した日が確認できるもの（退職証明書等） 1月～5月に転入するかたは、前年の収入がわかるもの（源泉徴収票等）、マイナンバーが確認できるもの
	国民年金異動届	前住所地で国民年金加入手続きをしていなかったかた		基礎年金番号のわかるものまたはマイナンバーが確認できるもの ※1 代理人（世帯主を除く）が手続きをする場合は、委任状が必要です ※2 離職等により厚生年金等を喪失したかたは離職日がわかる書類をお持ちください
	公的年金受給権者住所変更届（企業年金、個人年金を除く）	住民票以外の住所を送付先として設定中の年金受給者	地域センター、事務所、地区事務所	基礎年金番号のわかるものまたはマイナンバーが確認できるもの ※厚生年金については 長崎南年金事務所（☎825-8707） 長崎北年金事務所（☎861-1354）へ
	自治会への加入	市内転入者	地域センター、自治振興課 ※市のホームページからも手続きできます	居住先により入会する自治会が異なります 詳しくは、自治振興課（☎829-1134）へお尋ねください
	介護保険被保険者証の取得	65歳以上で要介護・要支援認定を受けていないかた ----- 要介護・要支援認定を受けているかた	（手続きは不要です） ----- 地域センター、事務所、地区事務所	特にありません ※後日、介護保険被保険者証を郵送します ----- 前住所地の受給資格証明書（紛失又は前住所地から交付されていない場合も手続き可能） ※65歳未満のかたは健康保険被保険者証の写しが必要です
	介護保険負担限度額認定申請（介護保険施設サービスの利用に係る食費・居住費の減額を受けるための申請）	市民税非課税世帯で預貯金等が基準額以下のかた又は生活保護受給のかた	地域センター、事務所、地区事務所	預貯金等の額がわかるもの（通帳等の写し） ※介護保険課（☎829-1163）へお尋ねください ※後日、介護保険負担限度額認定証を郵送します
	後期高齢者医療保険加入	後期高齢者医療保険加入者（長崎県外からの転入者）	地域センター、事務所、地区事務所	前住所地の負担区分等証明書、マイナンバーが確認できるもの ※長崎県内からの転入者は手続き不要です 県内・県外にかかわらず転入者には後日、新しい被保険者証を郵送します
	児童手当認定請求	中学校3年生までの児童を養育されているかた	地域センター事務所、地区事務所	請求者の健康保険証の写し、請求者名義の普通預金通帳、請求者及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの ※前自治体の転出予定日の翌日から15日以内に届出が必要です
	子ども福祉医療受給資格認定申請	0歳～高校生世代までの子ども	地域センター事務所、地区事務所	対象児童の健康保険証（対象児童が加入予定の健康保険証が受付時に確認できれば仮受付可）または健康保険被保険者資格証明書、保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード

(つづき)

✓欄	手続き内容	対 象	手続き窓口	手続きに必要な物
	①母子健康手帳別冊の受け取り ②歯育て健診受診票の受け取り	①妊産婦又は1歳未満の子の保護者 ②1歳6か月～3歳5か月までのお子様	地域センター	①特にありません ※母子健康手帳(本体)をお持ちでない方は、別途交付が必要です。詳しくは子育てサポート課(☎095-829-1255)までお尋ねください ②母子健康手帳 ※詳しくは、口腔保健支援センター(☎095-829-1436)までお尋ねください
	①原付バイク等 ②軽自動車 ③軽二輪・小型自動二輪の住所変更	車両の所有者(納税義務者)	①原付バイク等: 地域センター、黒崎・池島・長浦事務所 ②軽自動車: 軽自動車検査協会長崎事務所 ③軽二輪・小型自動二輪: 長崎運輸支局	①市民税課(☎829-1133) ②軽自動車検査協会長崎事務所(☎050-3816-1755) ③長崎運輸支局(☎050-5540-2083)へお尋ねください
	被爆者健康手帳居住地変更届	被爆者健康手帳所持者	地域センター	前住所地の手帳と手当証書、通帳
	第一種健康診断受診者証居住地変更届	第一種健康診断受診者証所持者	地域センター	前住所地の第一種健康診断受診者証
	第二種健康診断受診者証、被爆体験者精神医療受給者証の居住地変更	第二種健康診断受診者証所持者・被爆体験者精神医療受給者証所持者	地域センター、事務所	前住所地の第二種健康診断受診者証・被爆体験者精神医療受給者証
	ひとり親家庭福祉医療受給資格認定申請	ひとり親家庭等該当者	地域センター、事務所	①親と子全員の健康保険証 ②親名義の普通預金通帳 ③別居監護申立書※ ④所得課税証明書(その年の1月1日に長崎市外に住んでいた場合)※ ⑤戸籍謄本または申立書に民生委員の確認印を貰ったものまたは遺族年金証書のコピー※  ※児童扶養手当で提出している場合は不要 こども政策課(☎829-1270)へお尋ねください。
	児童扶養手当の転入届			前住所地の特別児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当の住所変更届	受給者		前住所地の特別児童扶養手当証書
	保育所及び認定こども園の入所申込	保育が必要な児童	地域センター、事務所	幼児課(☎829-1142)へお尋ねください
	幼稚園の入園申込	入園希望者	各幼稚園	各幼稚園へお尋ねください
	障害者手帳の住所変更	障害手帳所持者		手帳
	福祉医療受給者証交付申請	障害手帳所持者のうち該当者	地域センター、事務所	障害福祉課(☎829-1141)へお尋ねください
	障害福祉サービス費・障害児通所給付費・地域生活支援事業給付費支給申請	障害手帳所持者のうち該当者または同等の該当者(難病のかた含む)	福祉の相談窓口12番(市役所1階)	障害福祉課(☎829-1141)へお尋ねください
	上下水道の使用開始	上下水道使用者	料金受付センター(市役所4階、☎829-1207)、各上下水道事務所	[口座振替申込を行う場合] 預金通帳、金融機関への届出印 ※一部の金融機関においては、WEBによる口座振替申込が可能です
	ごみの処理(搬入券の入手)	自分で処理場(東工場・西工場・三京クリンランド)に搬入したいかた	地域センター、事務所、地区事務所	特にありません
	小中学校転校手続	市立小中学校に通う児童生徒 私立小中学校等に通う児童生徒	指定された学校 通学する学校及び学校教育課	転入学届(転入届時に交付)、在学証明書、教科用図書給与証明書(転校前の学校が交付) 教育委員会学校教育課(☎829-1196)へお尋ねください
	市営住宅同居承認申請 ※市営住宅に同居される場合	市営住宅居住者	長崎市営住宅指定管理者(市役所18階、三重地域センター1階、三和地域センター2階)一部の地域センター(香焼・伊王島・高島・野母崎・外海・三和・琴海)事務所(池島・黒崎のみ)	指定管理者へお尋ねください A地区指定管理者(☎829-2989) B地区指定管理者(☎829-2991)
	し尿汲取りの開始	し尿汲取り利用者	地区別し尿業者へ電話連絡	特にありません
	粗大ごみの処理	粗大ごみを処分したいかた	(一財)クリーンながさき(☎844-4599) ※香焼・伊王島・高島・野母崎・外海・三和・琴海地区については地区別委託業者 ※令和6年4月1日以降はクリーンながさきから業者変更となりますので、「長崎市 粗大ごみの出し方」でHPを検索し連絡してください。	特にありません